大阪狭山市メディカルケアステーション（ＭＣＳ）運用規程

 大阪狭山市（以下「市」という。）は、市民の在宅医療・介護連携体制を推進するため、医療事業所関係者（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等）及び介護関係者（ケアマネージャー、訪問ヘルパー等）のほか、多職種の支援者（以下「医療介護関係者」という。）が、在宅療養患者（以下「患者」という。）の病状の変化等、医療・介護行為の情報を、情報通信技術を用いて速やかに情報共有する環境を整備、促進することにより、患者支援の質の向上と充実を図るものとする。

　（目的）

第１条　この規程は、メディカルケアステーション（以下「ＭＣＳ」という。）で使用される機器、ソフトウ

　エア及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、ＭＣＳを

　利用する事業者（以下「事業所」という。）が、ＭＣＳを適正に利用することにより、地域の医療・介護

　の質を向上させ、地域包括ケアシステムの深化・推進に貢献することを目的とする。

　（法令等の遵守）

第２条 事業所は、医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守するほか、

　以下のガイドライン及び本規程を十分理解したうえで、ＭＣＳを利用するものとする。

　（１）　　厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版」

　（2） 　厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダン

　 ス 最新版」

　（利用申込）

第３条 事業所は、次の各号に掲げる内容に同意の上、ＭＣＳを利用する場合は、市長に対して、

　　「大阪狭山市ＭＣＳ利用申込書」（別紙様式１）及び「ＭＣＳ利用に係る連携守秘誓約書」　（別紙

　様式２）を提出し、ＭＣＳの適正な運用に努めること。

　（１） ＭＣＳの利用にあたっては、本規程及びエンブレース株式会社が定める「ＭＣＳ運用管理規程」

　 を遵守し、ＭＣＳの適正な運用に努めること。

　（２） 当該利用登録に係る事業所がＭＣＳを利用していることを、市が他の医療介護関係者に公

 示すること。

　（３） 第９条に規定するＭＣＳ管理者が、ＭＣＳ内に作成する自由グループ「ＭＣＳ管理者の部屋」に

 参加し、ＭＣＳの安定的な運用及び改善に継続的に参画すること。

　（連携元事業所）

第４条 事業所が、当該事業所の患者の情報をＭＣＳにより共有する場合、当該事業所が連携元事

　業所となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

　（連携元事業所の責務）

第５条 連携元事業所は、次の各号に掲げる業務を行う。

　（１）　ＭＣＳのグループ登録（患者・利用者グループ、自由グループ）及び削除の管理

　（２）　ＭＣＳの各グループへのＭＣＳユーザーの招待及び解除

　（大阪狭山市メディカルケアステーション：患者・利用者グループ）

第６条　「患者・利用者グループ」では、患者・利用者に関して、多職種のＭＣＳユーザー間で、地域

　包括ケアを行う上で必要な患者・利用者の個人情報をやり取りして、その患者・利用者について相

　談・報告等のコミュニケーションを取ることになる。患者・利用者グループの管理（利用者の登録、

　削除等）は、最初に患者・利用者グループを設定し使用する者が行う。

　（大阪狭山市メディカルケアステーション：自由グループ）

第７条　「自由グループ」は、大阪狭山市メディカルケアステーションネットメンバー間の情報交換や

　交流の場として利用する。事業所内の連絡網としても利用できる。

　（患者の同意）

第８条 連携元事業所は、ＭＣＳにより情報共有を行う場合は、あらかじめ患者若しくはその家族との

　間で、「在宅療養（医療）の開始にあたって」（別紙様式３）を取り交わし、双方が保有するとともに、

　その写しを市に提出するものとする。ただし、既に同意書を交わしている場合はこの限りではない。

　（ＭＣＳ管理者の設置）

第９条 事業所の責任者は、ＭＣＳを利用する当該事業所の従事者（以下「ＭＣＳユーザー」という。）

　の適正な利用を確保するために、事業所内に少なくとも１名以上のＭＣＳ管理者を設置し、ＭＣＳの

　管理運用に当たらせるものとする。

　 （ＭＣＳ管理者の責務）

第１０条 ＭＣＳ管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

　（１）　ＭＣＳの患者情報、個人情報等の管理全般

　（２）　ＭＣＳで利用するＩＣＴ機器の管理

　（３）　ＭＣＳのＩＤの管理

　（４）　ＭＣＳのグループ登録（患者・利用者グループ、自由グループ）及び削除管理

　（５）　ＭＣＳへの事業所内スタッフ登録及び削除

　（６）　ＭＣＳへ書き込まれた情報の監視及び削除

　（７）　ＭＣＳの各グループへ招待された事業所内外のユーザーの招待承認及びメンバー解除

　（スタッフ誓約書と教育）

第１１条 事業所は、ＭＣＳユーザーと「業務情報保持に関する誓約書」（別紙様式４。以下「誓約書」

　という。）を取り交わすとともに、当該誓約書の内容について、ＭＣＳ管理者及びＭＣＳユーザーに対

　して定期的な教育を行うものとする。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合

　は、省略できるものとする。

　（ＭＣＳ利用上の留意事項）

第１２条 連携元事業所、ＭＣＳ管理者及びＭＣＳユーザーは、本規程に定めるもののほか、「ＭＣＳ

　利用上の留意事項」（別紙）に従ってＭＣＳを利用するものとする。

　（人的・組織的リスク対策）

第１３条 人的・組織的対策は、次の各号に基づき管理することを推奨する。

　（１）　組織の内外を問わず複数人でアカウント情報（ＩＤ・パスワード等）を共有しないものとする。

　（２）　パスワードの設定は以下のいずれかを要件とすること

　　　　・英数字、記号を混在させた１３文字以上の推定困難な文字列

　　　　・英数字、記号を混在させた８文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更する（最長

　　　　２ヶ月以内）　（３）　パスワードはメモを残したりすることなく、人目にふれないように細心の注意を払って管理する

　 こと。

　（４）　離席時及び使用後は必ずログアウトすること。

　（５）　パソコン、スマートホン、タブレット等、すべての利用端末にはロックをかけること。

　（６）　類推されやすいパスワード、類似のパスワードを繰り返し使用しないこと。

　（７）　利用者が退職する場合、アカウントの削除を行うこと。

　（８）　端末の紛失やパスワードの流出等、不正利用が想定できる場合、パスワードの変更または

　 アカウントの削除を行うこと。

　（９）　ＭＳＣ内にメッセージ等を投稿する際には投稿内容および投稿先をよく確認の上行う。もし

　　誤りがあったり、不適正な場合は速やかにメッセージを削除すること。

　（１０）　ＭＣＳ内の投稿情報等を、口頭や画面のスクリーンショット等の手段でグループ参加者以外

　　に共有しないこと。

　（１１）　ＭＣＳ内のファイルをダウンロードする場合、信頼できない利用者のものはダウンロードしない

　　こと。

　（１２）　ＭＣＳ内に投稿されたＵＲＬ(リンク)について信頼できない利用者のものについてはアクセス

　　しないこと。

　（１３）　ＭＣＳの偽サイトやＭＣＳを偽るメール等に注意すること。

　（１４） ＭＣＳのアプリ版を利用する場合、正規の手段である「App Store」または「Google Play」で

　　インストールし、それ以外の手段で入手したものをインストールしないこと。

　（１５）　ＭＣＳを利用する端末についての管理方法を定めること。

　（１６）　ＭＣＳが利用できなくなった際のバックアッププランを予め定めておくこと。

　（技術的・物理的リスク対策）

第１４条 技術的・物理的対策については、次の各号に基づき管理することを推奨する。

　（１）　利用端末について長時間操作を行わない場合、クリアスクリーン等の対策を実施すること。

 (MCS外)

　（２）　利用端末について常時コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアの混入を防ぐ適切な

　 措置をとり、その有効性・安全性の確認・維持を行うこと。(MCS外)

　（３） 無線LAN(Wi-Fi)に接続して利用する場合、WPA2-AES、WPA2-TKIP等通信が暗号され

　　ているものから接続し、暗号化されていない・管理者の正体不明等の信頼できない無線LAに接

　　続して利用しないこと。

　（４）　モバイルの利用端末を保管する場合保管場所に鍵をかけるなど利用していないときに不特

　　定個人が利用できる状態にしないこと。

　（その他）

第１５条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者ごとに別に定めることが

　できるものとする。

　附 則

この規程は、令和　５年 ４月　１日から施行する

（別紙）

【MCＳ利用上の留意事項】

（１）連携元事業所

　・ MCS で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護

　従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。１つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用

　は避ける。

　・ 連携元事業所は、該当するＭＣＳユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加してい

　る患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加してい

　るメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

（２） MCS 管理者

　・ MCS 管理者は、MCS を利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。

　・ MCS 管理者は、MCS の安全かつ適正な運用管理を図り、ＭＣＳユーザーの不正利用が発生した場合等は、

　そのユーザーの MCS の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。

　・ MCS 管理者も、以下に示す MCS ユーザーの利用方法を遵守する。

（３）MCS ユーザー

　・ 情報セキュリティに十分に注意し、MCS の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に

　利用させたり、情報提供してはならない。

　・ 患者グループに招待を受けたＭＣＳユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどう

　かを判断してから、招待の受理を行う。

　・ 各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。

　・ 各患者グループへの書き込みは、MCS の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場

　として利用する。

　・ MCS のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCS の個人設定で、

　スタッフごとにプロフィール、顔写真を登録する。

　・ 自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。

　・ 事業所を辞めた時など、MCS を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば

　返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。

　・ MCS ユーザーは、書き込みに際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報

　に対する責任を明示すること。

　・ MCS ユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。

　・ MCS ユーザーは、MCS のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった

　場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。

　・ MCS ユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡しその指示に従うこと。

（事業所→大阪狭山市）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　<別紙様式１>

大阪狭山市長　様

大阪狭山市メディカルケステーション（ＭＣＳ）利用申込書

　本事業所において、ＭＣＳを利用した情報共有を行いたいので、申し込みます。

 　　　　　　　　年 　　　　月　　　 日

　　事 業 所 名

　　所 在 地

　　管理者氏名

　　管理者 E-mail

　利用者名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 氏　名　 | 性　別 | メールアドレス |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※ 複数のスタッフでのメールアドレスの共有はセキュリティ上認められません。上記記載の利用者は全員、MCSの利用規約に同意していることを前提とします。

（提出先）〒５８９－８５０１

大阪狭山市狭山１丁目２３８４－１

大阪狭山市役所　健康福祉部高齢者福祉グループ

℡　 ０７２－３６６－００１１

Fax　０７２－３６６－９６９６

Mail kaigo@city.osakasayama.osaka.jp

（事業所→大阪狭山市）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜別紙様式２＞

メディカルケアステーション（ＭＣＳ）利用に係る連携守秘誓約書

大阪狭山市長　様

第１条（連携情報保持の誓約）

　私は、ＭＣＳを利用する事業所の管理者として、ＭＣＳユーザーが法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます）を遵守するとともに、「大阪狭山市ＭＣＳ運用規程」に基づき、以下の情報（以下、「連携情報」といいます。）の一切を許可なく開示、漏えい又は使用しないよう管理することを誓約します。

　　①　 患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、

　　　　住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別する

　　　　ことができるものを含みます。）

　　② 　その他連携業務内で知り得た情報（患者、患者の家族及び連携業務に関わる者並びにこれらの関係者

　　　　の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の連携業務内における情報も含みます。）

　　③　 その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに

　　　　限られません。）

第２条（連携情報の管理等）

　１ 　私は、従事者が連携情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を使用するにあたって、

　　連携情報を許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないように管理します。

　２ 　私は、機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません）を業務で使用する場合には、

　　「大阪狭山市ＭＣＳ運用規程」に基づき機器の管理を行います。また、許可を得た機器に保存されている情報

　　については、業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

　３ 　私は、従事者に対して個人情報保護や IＣT 機器のセキュリティについて定期的に教育を実施します。

第３条（利用目的外での使用の禁止）

　私は、当該情報を連携業務以外で利用しないものとし、患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

第４条（退職後の業務情報保持の誓約）

　私は、連携を離脱した後も、業務情報の一切を、許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

第５条（損害賠償）

　私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、市が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

　　　　　　　年 　　　月　　　 日

　　　事　業　所　名

　　　事業所所在地

　　　管　理　者　名

（患者→事業所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜別紙様式３＞

在宅療養(医療)の開始にあたって

（ ご了解いただく事項 ）

　患者の円滑な在宅での療養（医療）を実現するためには、患者をとりまく家族、医療従事者、介護従事者、その他の関係者が適切に連携していく必要があります。そのため適切な連携を行うにあたって下記の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

　１）　 在宅療養（医療）は、医療環境が整った病院等で検査及び治療等を集中的に受けることよりも、家族の

　　　サポートのもとで住み慣れた自宅で安心して療養を継続することを重視して行われる ものです。そのため、

　　　患者が在宅での療養（医療）を希望されているのはもちろんのこと、患者をとりまく家族においても意思の統一

　　　が図られている必要があります。

　２） 　在宅療養（医療）は病院診療に比べて十分ではない事項（例えば以下の事項）があります。

　　　①　 訪問（往診）に時間を要すること

　　　② 　検査内容及び診療内容が限られており、かつ検査結果が出るまでに時間を要すること

　　　③　 衛生面や医療設備等について万全ではない部分があること

　３） 　円滑な自宅での療養生活を継続していただくため、在宅療養（医療）をサポートする他の病院、診療所、

　　　助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者その他の関係者と連携を図る目的で、医療従事者や

　　　介護従事者その他の関係者が適切と認める通信手段を用いて診療情報及び療養情報を含む個人情報を

　　　共有・提供させていただきます。

以上

　私は、上記事項について説明を受け、いずれも同意します。

　　　　　　　　年 　　　　　月 　　　　日

　　　＜患者＞氏 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　住 所

　　　＜家族＞氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

　　　　　　　　　住 所

（従事者→事業所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜別紙様式４＞

業務情報保持に関する誓約書

 （事業所名称）

　　管　理　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

第１条（業務情報保持の誓約）

　私は、貴事業所の業務の従業者として、法令（法律、政令、省令、条例、規則、告示、通達、事務ガイドライン等を含みます。）及び貴事業所内の諸規定（就業規則、マニュアル等を含みます。）を遵守するとともに、以下の情報（以下、「業務情報」といいます。）の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

　　① 　患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者の一切の個人情報（氏名、生年月日、

　　　　住所、病歴、治療歴、提供するサービスの計画、提供したサービス内容等のほか、特定の個人を識別する

　　　　ことができるものを含みます。）

　　② 　その他貴事業所内で知り得た情報（患者、患者の家族及び貴事業所に関わる者並びにこれらの関係者

　　　　の一切の情報はもちろんのこと、それ以外の貴事業所内における情報も含みます。）

　　③ 　その他業務に関連して知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含みますがこれに

　　　　限られません。）

第２条（情報の管理等）

　　１　 私は、貴事業所の業務に関連して取得する情報（紙媒体のものだけでなく、電子データも含みます。）を

　　　貴事業所の許可なく複写したり、外部に持ち出したり、又は外部に送信したりしないものとします。

　　２ 　私は、貴事業所から貸与を受けた機器（携帯電話、ノートパソコンを含みますがこれらに限られません。）

　　　以外の機器を業務で使用する場合には、必ず貴事業所の書面による許可を得るものとし、許可を得た機器

　　　以外の機器に情報を保存しないものとします。また、許可を得た機器に保存されている情報については、

　　　業務上不要となった時点で速やかに消去するものとします。

　　３ 　私は、貴事業所のシステムにアクセスする際に、与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり、不正な

　　　手段を用いてアクセスを行ったりしないものとします。

第３条（利用目的外での使用の禁止）

　私は、当該情報を貴事業所が定める目的以外で利用しないものとし、かつ患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しないものとします。

第４条（退職後の業務情報保持の誓約）

　私は、貴事業所を退職した後も、業務情報の一切を、貴事業所の許可なく、開示、漏えい又は使用しないことを誓約します。

第５条（損害賠償）

　私は、本誓約書の各条の規定に違反した場合、貴事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約します。

　　　　　　　年 　　　月　　　 日

　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　氏　名